平成２５年（フ）第５９８号
埼玉県八潮市大字新町134番地２　やすらぎの里八潮寮
債務者　及川浩一郎
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３号
埼玉県春日部市中央２丁目17番地14　マルタカマンション206号
債務者　葛西　禮子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８号
埼玉県三郷市彦成４丁目５番12―102号
債務者　中村日出孝
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
埼玉県春日部市南中曽根556番地１
債務者　平　　芳孝
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４１１号
神奈川県平塚市根坂間279番地の１　ブロッサムＡ―102号
債務者　沼田　良司
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２０３号
新潟県柏崎市向陽町1279番地296
債務者　清水　松江
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
新潟県長岡市与板町槙原3944番地２
債務者　山田　達也
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
新潟県魚沼市須川518番地２
債務者　五十嵐康晴
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４０８号
沖縄県那覇市字小禄1294番地
債務者　新城　拓也
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２号
沖縄県那覇市長田１丁目24番21号　コーポ田仲305
債務者　金城　　操
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１３６号
東京都府中市四谷１丁目28番地の９グレイスフルⅠ・Ｓ103
債務者　小杉　裕美（旧姓臼井）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６４８号
静岡県磐田市西之島438番地３
債務者　住吉千津子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
栃木県佐野市植下町591番地１
債務者　谷口　敏之
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第５２４号
静岡県湖西市新居町中之郷3897番地の１　メゾンシンシア305
債務者　長谷川賢悟
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前11時静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
北海道帯広市西11条南30丁目28番地　エンゼルハウスＡ号室
債務者　齋藤　力司
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
北海道帯広市西11条南30丁目28番地　エンゼルハウスＡ号室
債務者　齋藤サユリ
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
北海道帯広市西11条南30丁目28番地　エンゼルハウスＡ号室
債務者　宮川　　猛
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時釧路地方裁判所帯広支部破産係